

## 仙台市障害者差別解消・虐待防止連絡協議会構成機関からの意見について

### 1 概要

条例の見直しの検討にあたり、本市の条例施行後の状況を把握し、課題等の整理を行うため、仙台市障害者差別解消・虐待防止連絡協議会（以下「連絡協議会」）構成機関に対して調査を行った。

#### ※ 連絡協議会について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」第17条及び「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」第14条等の規定に基づき、障害者の権利擁護に関わる関係機関のネットワークを構築し、市内における障害を理由とする差別の解消及び障害者への虐待防止に関する連携強化と相談体制の充実を目的として設置。

（連絡協議会構成機関は以下のとおり ※順不同）

社会福祉法人仙台市障害者福祉協会、仙台市知的障害者関係団体連絡協議会、特定非営利活動法人仙台市精神保健福祉団体連絡協議会、特定非営利活動法人宮城県患者・家族団体連絡協議会、仙台人権擁護委員協議会、仙台市民生委員児童委員協議会、宮城県障害者権利擁護センター、仙台市権利擁護センター、仙台法務局、宮城労働局、教育局学校教育課特別支援教育課、障害者相談支援事業所（各区）、保健福祉センター障害高齢課（各区、宮城総合支所）、秋保総合支所保健福祉課、障害者総合支援センター、精神保健福祉総合センター、北部発達相談支援センター、南部発達相談支援センター、障害者支援課、障害企画課

### 2 実施方法

令和4年3月に連絡協議会の構成機関へ質問項目を記載した調査票を送付することにより実施した。

### 3 連絡協議会構成機関からの主な意見

#### 【質問項目①】

障害を理由とした差別に係る相談体制の課題や今後どのような相談体制になると良いと思うか。

#### 【回答】

相談機関へ連絡することにどうしても敷居が高く感じてしまう方もいると思われる。SNS 窓口の開設により、相談者からのファーストコンタクトの敷居が大きく下がるとと思われる。「差別なのかどうか分からないが、困っている。または嫌な思いをした。」等、支援が必要なケースとつながる機会の増加が期待できる。

差別と感じたことを相談できる場の提供や、きちんと相談者にフィードバックする相談、聴くだけで終わらない電話相談やメール相談が必要だと思う。

障害者差別に関する相談窓口の周知とともに、基幹的な相談支援機関を明確にした方が良い。また、身近な相談窓口として当事者（障害者相談員等）を活用できないだろうか。

相談窓口やその後の対応について、障害者の方に周知すること、そのための取り組みを継続することが大切だと思う。

内閣府では地方公共団体の相談窓口の明確化と共に相談や紛争解決等に対する職員の業務の明確化、専門性の向上を図るとしている。相談は各区障害者総合相談窓口が担っているが、事例の経験のみに委ねるのではなく、専門性を高める研修等を実施し、その職員が中心となって各区の自立支援協議会での協議を他支援機関と共に行えるような体制の構築が必要と思われる。

障害のある方が、自分の障害を隠してしまい、虐待や差別的扱いを受けても相談できない場合を考え、自身の障害について話しやすいような体制を作り、声を聞くことができるような相談体制を築いていければ良いと考える。

相談を受けている中で、「これは虐待・差別に当たるのではないか」という相談があり、職員間でも悩む時がある。相談する機関はあるものの、相談してよいものなのか躊躇してしまうことがある。事業所だけで悩み、判断するより、気軽に第三者の意見を確認し、早期発見、早期解決に繋げるための相談体制になることを望む。

差別を受けている当事者が、どこに相談(連絡)したらよいかという窓口がわかっていないように感じる。

#### 【質問項目②】

差別解消や障害理解に向けて実施している取り組み、また取り組みを進めるうえでの課題があれば教えて欲しい。

#### 【回答】

当事者間や障害者が身近にいた人の話を聞く機会をとらえて、障害者理解を進めていくようにしていきたい。また、電話だけではなく、手紙やメールで受け付けることで、普及・啓発活動につなげる取り組みを進めたい。

精神障害者に対する支援が多いため、関係機関より「精神障害者に関する理解を深めたい」との講師依頼は年数件あり。区の社会福祉協議会より依頼があり、ボランティア

<p>ア活動をされている方々に向けて講話を行っている。今後も特に精神障害者に関する障害理解に向けて、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会にもご協力いただき講話を通じた普及・啓発活動を行いたい。</p>
<p>先進都市と比較すると、本市では当事者団体が個別に活動している印象がある。行政や自立支援協議会が中心となって、当事者団体を組織化していく必要があるのではないか。</p>
<p>小学生や中学生年代への福祉教育において、目に見える身体障害は概ね理解は得やすいものの、知的障害や精神障害の理解をどのように図るかが課題だと思う。</p>
<p>職員を対象に事業所内で研修等の開催し、理解を深める機会を設けてはいるが、「障害を理由とした差別」等を全く知らない方に丁寧にわかりやすく説明できるまでには至っていないと感じている。</p>
<p>障害者差別の実態が住民レベルには認識されておらず、マイノリティの問題として留まっている。町内会等の身近な地域では高齢者支援が中心であり、民生委員や福祉委員にも障害当事者（家族含む）の相談がなされていないのが実態である。</p>
<p>人生経験のある大人に対し障害理解を促すことが難しい部分もあると感じている。小・中学生との交流など子供のころからの障害理解を広める取り組みが有効ではないかと考えている。</p>
<p>実際に相談が寄せられた事例に対して、どのような対応が行われたかについて情報交換を行える場を設ける。また、情報交換の内容を共有できるようにしていく。</p>
<p><b>【質問項目③】</b></p>
<p>今後、仙台市でどのような普及・啓発活動等があれば良いと思うか。</p>
<p><b>【回答】</b></p>
<p>虐待の相談に対して、差別に関する相談の件数は少ないのではないかと。実際に差別的な対応を受けているにも関わらず、障害のある当事者本人がそれを差別と理解していない、条例ができたことも知らないといったケースもあると思う。差別、虐待防止に関する連携強化や相談体制の充実のみならず、普及啓発に関する情報の理解が難しい当事者自身や、ご家族への理解促進も今後の取り組みとして必要になってくるかと思われる。</p>
<p>差別解消に関する普及活動をさらに強化。関係者にとどまらず、一般市民を巻き込む普及活動の実施。</p>
<p>市広報誌等による特集記事の掲載等が必要だと思う。</p>
<p>その人が理解できないとか、見えないとか、聞こえないことが問題なのではなく、周りの関わりに問題があると理解していくことや、また、「人のあたりまえ（権利）」で考え対応することがあたりまえになっていくと、権利侵害は起きないのだと思う。</p>
<p>条例ができた当初は、普及・啓発活動が各所で行われていたが、徐々に少なくなっている印象がある。継続して行うことが必要だと思う。</p>
<p>差別解消や障害理解に向けた取り組みについての検討を行うには、連絡協議会のような場で様々な立場の方々と意見交換をする機会が必要だと思う。</p>

差別がそれ単独で行われるばかりでなくハラスメントや虐待とセットで行われる事例もあると思われる。こうした複合的事案にも対処していけるよう様々な視点からの普及啓発を行っていただきたい。

とても分かりやすいリーフレットが作成されているので、リーフレットを通しての周知活動を継続的に行えると、より多くの方にリーフレットを見てもらう機会が増え差別とはどのようなものなのかを知ってもらうきっかけになると思う。

平成 27 年頃に精神保健福祉総合センターが作成した理解促進のためのチラシを現在でも活用しているが、新たに作成いただけると良いと思う。

#### 【質問項目④】

差別等の事例の収集・共有について、どのように行くと良いかなど意見があれば、教えて欲しい。

#### 【回答】

障害者差別の問題について、本気で地域社会に浸透させていくためには様々な当事者団体が一定程度まとまって行動できるようにする事が肝だと考える。まずは、市の自立支援協議会に当事者部会を立ち上げ、そこで障害者差別解消法の推進に向けて検討するところから始めてみてはどうだろうか。

新型コロナウイルスの蔓延防止のため、継続してオンラインでの聞き取りを行う他、相談支援事業所から書面での事例収集を行うと良いと考える。また、事例の障害者が特定されないように配慮が必要だと思う。

実際に事業所で差別に関する相談は少ないが、他事業所ではどのような相談事例があるのか、またその対応について情報共有したい。

#### 【質問項目⑤】

条例の見直しに向けて、検討すべき点があれば、お教えてください。

#### 【回答】

地域における障害のある方の住まいの確保について、障害理解が得られないことによる不安から、オーナーやその親族、地域住民からの反対で、賃貸契約の拒否やグループホーム建設が思うように進まない状況が課題となっている。啓発による改善策を講じても状況が解決されないことが多いため、条例として具体的に明文化できることはないか、ぜひ検討いただきたいと思う。

障害者差別解消に向けた取り組みを行っている事業所には各種報酬や加算を認めてはどうか。

障害のある方と障害のない方が平等に生活するために、何が差別にあたるのか、何が虐待にあたるのかを理解促進できるような機会が必要だと思う。

「差別解消」や「障害理解」という言葉だけが独り歩きしないような配慮が成されると本来の意味での差別解消等に繋がると思う。ごく一部ではあると思うが、障害があることを理由に理不尽な要求をしている話も聞こえてくるため、それら全てを「差別解消」や「障害理解」と一括りにしてしまうと、本当に差別や障害理解で困っている人たちの足を引っ張ってしまうような悪循環に陥ってしまうのではないかと危惧している。

## その他の意見

障害者の個別避難支援計画が進まない現状。計画作成には障害者相談支援専門員が関係者と連携し、町内会に情報提供しながら障害理解をはかり支援体制をつくる。

障害者の個別避難支援計画は地域住民の理解と協力が必要である。住宅事情（戸建て、マンション）や避難所等にもよるが、その人の住む身近な地域で合理的配慮をもとに、障がいのある人と向き合って支援体制をつくることで障害理解が広がり、誰もが安心して住みよいまちになると思う。

- ・防災に関する合理的配慮のハンドブックで理解促進
- ・実際に町内会防災訓練に障がいのある人も参加して交流する機会

災害時の差別ほど悲しいものはない。そうならないために地域づくりが必要。そのためにも障害企画課と防災計画課の組織横断的な連携をお願いしたい。